

市有地売却（西深井字九ノ割805番地1）に関する質疑に対する回答一覧

質問番号	説明書ページ・番号	質問事項	回答
1	1	市指定有形文化財の既存建物があるということですが、取り壊しは可能でしょうか。博物館と協議を行った結果、取り壊し不可という判断になる可能性がどの程度あるかご教示ください	建物に関する付帯条件はありません。また、文化財指定建物の解体は物件所有者の判断となりますので、博物館は協議において不可とすることはありません。
2	1	協議が必要なものを除き、取り壊し不可の既存建造物がありますでしょうか	ありません。
3	－	対象地は埋蔵文化財包蔵地に指定されていますでしょうか	対象地は埋蔵文化財包蔵地外です。
4	3	地下埋設物、土壌汚染調査は行っていないということですが、過去に土壌汚染の懸念がある施設や建造物が存在していたかご教示ください	既存建物建設前の過去の資料からは、当該土地に工場等土壌汚染の懸念があるような施設等が建設されていたという記録は見当たりませんでした。
5	1	既存建物を改修し、活用することも可能とありますが、カフェや宿泊等への用途変更は可能ですか？また、増改築等は問題ないですか？	当該土地は、都市計画法に定める用途地域が第一種住居地域となっていますので、カフェや宿泊等の用途変更を含め、建築基準関係法令に抵触しない限り特に制限はありません。 また、建物の増改築等は可能です。ただし指定文化財範囲を含む増改築等を行う場合には、計画案を提示の上博物館と協議をしていただく必要があります。計画案の内容によって、引き続き指定文化財として活用できるか、文化財の指定を解除する必要があるかについても協議し、必要となる手続き等を行っていただいた上での活用をお願いすることになります。